

消 防 予 第 7 5 号
平成26年3月14日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・政令指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について（通知）

電気を熱源とし、一般家庭で使用される調理用の設備及び器具（以下「調理用機器」という。）とグリスフィルターとの火災予防上安全な距離（以下「離隔距離」という。）については「火災予防条例準則における電気を熱源とする設備・器具の位置及び取扱いについて（通知）」（平成6年11月1日消防予第281号、以下「281号通知」という。）にて示しているところです。

今般、特定の安全性を備えた電磁誘導加熱式調理器（以下「特定安全電磁誘導加熱式調理器」という。）等とグリスフィルターとの離隔距離の基準をとりまとめました。

東京消防庁・政令指定都市消防長におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 用語の定義

1 電磁誘導加熱式調理器

電磁誘導加熱により煮物調理等の加熱・調理をするもので、なべ等を置くことができるもの。ただし、電磁誘導加熱装置の上に鉄板等を組み込み、その鉄板等を加熱することにより調理等を行うもの及び専用ポット付き電磁誘導加熱式小形自動湯沸器（ホテル等の客室等で使用される可搬形で湯沸し専用の電磁誘導加熱式調理器）を除く。

2 特定安全電磁誘導加熱式調理器

電磁誘導加熱式調理器（電気魚焼き器との複合品を含む。）のうち、次の(1)から(7)ま

での火災安全対策が施されているもの。

- (1) 全ての電磁誘導加熱装置に、調理油が発火温度に達するおそれがあるときに加熱を停止又は低減する措置を講じていること。
- (2) (1)の機能を利用者が解除できるようにする場合には、利用者が明確な意図を持って操作する場合に限り解除できること。
- (3) 小さい金属製のものを感知して加熱を行わないようにする機構を有すること。
- (4) 電磁誘導を開始するためのスイッチが押されたことを感覚的に判別できる措置を講じていること。
- (5) スwitchの誤投入防止のための措置を講じていること。
- (6) センサーの異常動作や断線時に加熱を停止する措置を講じていること。
- (7) 次のアからウまでに掲げる事項がカタログ、リーフレット等に記載してあること。
 - ア 揚げ物をする際には、メーカーが指定するなべを用い油量を十分に確保して調理を行うこと。
 - イ 金属製のものを誤って加熱しないこと。
 - ウ 急激な温度上昇に伴う自然発火などの危険性に関すること。

第2 グリスフィルターとの離隔距離

油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある調理用機器の上方に設置されるグリスフィルターと発熱体等とは、次に掲げる離隔距離を確保すること。

グリスフィルター	レンジフードファン附属のグリスフィルター (注1)	左記以外のもの
電気こんろ (注2) 電気レンジ (注2) 電磁誘導加熱式調理器 (注2) (特定安全電磁誘導加熱式調理器を除く)	80 cm以上	100 cm以上
特定安全電磁誘導加熱式調理器 (注3)	60 cm以上 (注4)	

(注1) 「レンジフードファン」とは、電気用品安全法施行令(昭和37年8月14日政令第324号)別表第2・8(42)に規定する換気扇(厨房用)で機器の一部を天蓋とした風量15 m³/min以下のものをいう。

(注2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年3月6日総務省令第24号、以下「対象火気省令」という。)別表第2に掲げる種別のものに限る。

(注3) 対象火気省令別表第2に掲げる種別のもの及び定格消費電力が4.8KWを超え5.8KW以下の電磁誘導加熱式調理器(一口当たり3KW以下)のうち、同省令第5条第3号又は第20条第3号に規定する離隔距離が、同省令別表第2「電磁誘導加熱

式調理器」の欄に掲げる距離と同等であるものに限る。

(注4) 各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用する。

第3 その他

本通知をもって、281号通知は廃止する。

(問い合わせ先)

消防庁予防課

担当：増沢、古賀

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533